

人事案件について

平成 19 年 9 月 12 日

総 務 部

1 盛岡市副市長の選任について

氏 名	住 所
いけ だ かつ のり 池 田 克 典	

2 盛岡市教育委員会の委員の任命について

氏 名	住 所
かね こ ひろ すみ 金 子 博 純	

3 盛岡市公平委員会の委員の選任について

氏 名	住 所
た むら かつ や 田 村 勝 也	

盛岡市小中学校適正配置検討委員会の設置について

平成19年9月12日

教育委員会

1 検討委員会設置の趣旨

学校教育に対する社会のニーズの多様化，少子化の進行，都市基盤の整備など，学校教育を取り巻く環境の変化に対応した盛岡市立小中学校の適正規模や通学区域制度の在り方などに関し，広く意見を聴くとともに，これら課題解決のための基本方針の策定に資するため，盛岡市小中学校適正配置検討委員会を設置するものである。

2 委員の構成

盛岡市議会議員，学識経験者，学校関係者，町内会連合会の代表等17人以内で構成

3 委員の任期

第1回目の委員会開催の日（10月上旬を予定）から，平成21年3月31日まで。

4 検討事項

- (1) 適正な学校規模
- (2) 適正な通学区域の範囲
- (3) その他

5 基本方針策定のスケジュール

- ・平成19年度 基本方針案作成
- ・平成20年度 市民意見聴取・基本方針決定

盛岡市小中学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1 学校教育に対する社会のニーズの多様化、少子化の進行など、学校教育を取り巻く環境の変化に対応した盛岡市立小中学校の適正配置や通学区域制度の在り方などに関し、広く意見を聴くとともに、これら課題解決のための基本方針の策定に資するため、盛岡市小中学校適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校規模及び配置に関すること
- (2) 通学区域に関すること
- (3) その他基本方針の策定に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3 委員会は、委員17名以内で組織し、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、教育長が招集する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、盛岡市教育委員会事務局学務教職員課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

(実施期日)

第8 この要綱は平成19年8月24日から実施する。